

高病原性鳥インフルエンザに関する対策

1 手洗い、うがいの励行

手洗い、うがいなど一般的な感染予防対策を徹底してください。

2 野鳥への対応

- (1) 死んだ野鳥などを発見した場合には、触らないこと。同じ場所でたくさん
の野鳥などが死亡していたら、速やかに所在市町村か管轄の家畜衛生保健
所に連絡するとともに、千葉県教育委員会教育振興部学校安全保健課保健
班（043-223-4092）まで電話すること。
- (2) 野鳥にはなるべく近づかないこと。近づいた場合や野鳥などの排泄物等に
触れた場合には、手をきちんと洗い、うがいをする事。
- (3) 不必要に野鳥を追い立てたり、つかまえたりしようとする事。
- (4) 鳥や動物を飼育している場合については、それらが野鳥と接触しないよう
にすること。

このため、放し飼いは行わないようにするとともに、野鳥の侵入や糞尿の
落下などを防止するために、飼育施設にトタン板等の屋根を設けたり、ネ
ットに破れがないか点検したりするなどの適切な措置を講じること。また、
周囲に穀類等のエサや生ゴミ等野鳥を誘引するものを置かず、清潔を保つ
こと。なお、万が一これらの対応等を行っていない場合については、速や
かに対応すること。

3 正しい知識の普及

鳥インフルエンザは、鶏肉や鶏卵を食べることによって人に感染すること
はなく、また、鳥インフルエンザは人に感染する可能性はきわめて低いも
のであり、根拠のない噂などに惑わされることなく、正確な情報に基づい
て冷静に対応すること。

管轄の家畜保健衛生所

名前	管轄	電話番号
中央家畜保健衛生所	千葉・東葛飾	043-250-4141
東部家畜保健衛生所	海匝・山武・長生	0475-52-4101
南部家畜保健衛生所	安房・夷隅・君津	04-7092-2304
北部家畜保健衛生所	印旛・香取	0478-54-1291